# 災害時におけるレンタル資機材の提供に関する 協定書

狛 江 市

株式会社アクティオ

# 災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書

狛江市(以下「甲」という。)と株式会社アクティオ(以下「乙」という。)は、災害時に おけるレンタル資機材の提供について、次のとおり協定を締結する。

#### (趣旨)

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2 条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」と いう。)において、乙が調達可能な非常用電源、照明機器、仮設トイレその他のレンタル 資機材(以下「資機材」という。)を提供することについて、必要な事項を定めるものと する。

#### (協力の要請)

- 第2条 甲は、災害時において資機材が必要な場合は、乙に対し資機材の提供について協力 を要請することができる。
- 2 甲は、前項の規定により要請を行う場合は、レンタル資機材供給協力要請書(別記様式) により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請することができる ものとし、後日速やかに乙にレンタル資機材供給協力要請書を提出するものとする。

## (協力の実施)

- 第3条 乙は、前条第1項の規定による要請(以下「要請」という。)を受けた場合は、資機材を可能な限り優先的に提供及び運搬に協力するものとする。
- 2 乙は、前項の規定による協力に的確に対応するため、保有資機材の供給可能な体制の維持に努めるものとする。
- 3 乙は、道路不通等により資機材の提供及び運搬に支障が生じた場合は、その対応について甲と協議するものとする。

## (資機材の引渡し)

第4条 資機材の引渡場所は、甲乙協議の上で決定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員又は甲が指定する者を派遣し、資機材を確認の上で引渡しを受けるものとする。

#### (費用の負担)

- 第5条 資機材の対価及び運搬に係る費用は、甲が負担するものとする。
- 2 資機材の対価及び運搬に係る費用は、災害時直前における適正な価格を基準とし、甲乙 協議の上で決定するものとする。

(請求及び支払)

- 第6条 乙は、資機材の引渡し後、速やかに資機材の代金及び所要経費を甲に請求するものとする。
- 2 甲は、乙に請求された代金等については、その内容を確認の上、可能な限り速やかに 支払に応じるものとする。

(連絡先)

- 第7条 甲及び乙は、互いに緊急連絡先を報告し、適宜、その内容を更新するものとする。
- 2 甲及び乙は、互いに連絡責任者を置き、甲にあっては防災所管課長の職にあたる者を、 乙にあっては西東京支店長にあたる者を当該責任者とするものとする。

(災害補償)

第8条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年組合条例第19号)に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付又は補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(有効期間)

- 第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。
- 2 この協定の有効期間終了の日の1箇月前までに、甲乙いずれからも意思表示がない ときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。この場合 において、その後も同様とする。

(協議事項)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、 その都度甲乙が協議し定めるものとする。 この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1 通を保有する。

令和2年7月10日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市

狛江市長



乙 東京都中央区日本橋三丁目 12番2号 朝日ビルヂング7F

株式会社アクティオ

代表取締役 小沼 直

